

平成

二十九年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十九年九月二十五日(月曜日)

議事日程(第四号)

平成二十九年九月二十五日 午前十時開議

- 第一 選第一 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第二 議第三十五号 五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 議第三十八号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第三十九号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議第四十号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議第四十七号 平成二十九年五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第三 議第三十六号 五條市空家等対策協議会の条例の制定について
- 議第四十二号 五條市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 議第四十八号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第四十九号 平成二十九年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第四 委員会の閉会中の継続審査について(議第四十六号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について)
- 第五 認第一 平成二十八年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三 平成二十八年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第六

- 認第 四号 平成二十八年年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成二十八年年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成二十八年年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成二十八年年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十八年年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十八年年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十八年年度五條市水道事業会計決算認定について
- 同第 二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 三号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 四号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 同第 九号 五條市農業委員会委員の任命について
- 同第 十号 五條市農業委員会委員の任命について

第七

- 同第 十一号 五條市農業委員会委員の任命について
- 同第 十二号 五條市農業委員会委員の任命について
- 同第 十三号 五條市農業委員会委員の任命について
- 同第 十四号 五條市農業委員会委員の任命について
- 同第 十五号 五條市農業委員会委員の任命について
- 同第 十六号 五條市農業委員会委員の任命について

- 同日第十七号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第十八号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第十九号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十一号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十二号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十三号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十四号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十五号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十六号 五條市農業委員会委員の任命について
同日第二十七号 五條市農業委員会委員の任命について
- 第八 発議第五号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書について
第九 発議第六号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
第十 発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 追加日程(第五号)
第一 委員会の閉会中の継続審査について(発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について)

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 養田全康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長
太	樫	堀	山	八	辻	和
田	内	内	田	田	田	田
好	成	伸	和	祥	剛	明
紀	吉	起	宏	護	友	明

二番	三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
平	牧	宗	吉	窪	岩	福	山	吉	益	大
岡	野	部	田		本	塚	口	田	田	谷
清	雅	康	佳			耕	雅	吉	龍	雄
司	一	寛	正	秀	孝	実	司	範	博	雄

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	農業委員会事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	
柳ヶ	芳田	辰巳	井筒	坂口	上垣	上田	西本	西本	中本	松本	松本	泉谷	森川	松井	平田	井上	稲次	竹本	山本
瀬	田	巳	筒	口	内	田	本	本	本	本	谷	川	川	井	田	上	次	裕	勝
五	佳	大	昭	慎	盛	幸	久	久	賢	智	武	進	義	和	耕		裕	勝	修
美	子	輔	則	一	幸	則	雄	美	二	美	士	治	彦	永	一	昭	美	治	二

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）初めに日程第一、選第一号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため市議会議員から一名を選出することになりましたが、二名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき全ての市議会において選挙が行われるようになったものであります。

この選挙は広域連合規約第八条の規定により全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田 正）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配布させます。

なお候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布しておりますので参考にしてください。

〔投票用紙配布〕

○議長（吉田 正）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（吉田 正）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて
順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各議員投票〕

○議長（吉田 正）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田 正）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に益田吉博議員及び山口耕司議員を指名いたします。

よって両議員の立合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（吉田 正）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

北 良晃奈良市議会議員 十一票

白川健太郎奈良市議会議員 一票

以上のおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に関する規則第八条の規定により選挙長に報告いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第二、議第三十五号、議第三十八号、議第三十九号、議第四十号及び議第四十七号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会牧野雅一委員長。

〔総務文教常任委員長 牧野雅一登壇〕

○総務文教常任委員長（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十五号、議第三十八号、議第三十九号、議第四十号及び議第四十七号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十五号 五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきましては、五條市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定するもので、いじめ防止対策推進法に基づく五條市いじめ問題対策連絡協

議会等の設置に関し必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第三十八号 特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員の職務内容についていただいたのに対し、「農地の貸し借り売買、農地転用等の許可及び決定審査にかかる毎月の総会への出席と農地利用最適化に関する指針の策定及び変更農地パトロールや非農地への判断等を行ったり、農地中間管理機構と連携し、遊休農地に対する協議・勧告を行うなどの業務のほか現地調査により、違反転用があった場合に指導を行う等の活動がある。」との答弁がありました。また、農地利用最適化推進委員の職務内容についていただいたのに対し、「担当区域において農地利用最適化の推進を行うための現場活動を主に、遊休農地の発生防止、農地パトロール、農地所有者への働き掛け、担い手農地集積を推進するための農地中間管理機構との連携をしながら貸し借りの掘り起こしや結び付けなどの活動がある。」との答弁がありました。

また、改正前と後の農業委員の人数及び報酬総額の差額をただしたのに対し、「農業委員については定数が二十三名から十九名に減少し、新たな制度で農地利用最適化推進委員の定数が二十名となるが、報酬総額は改正前に比較して、五十万四千円少なくなる。」との答弁がありました。

また、いじめ対策委員会委員及びいじめ対策委員会防止委員の報酬月額五千円と、いじめ対策委員会臨時委員及びいじめ問題に関する第三者委員会委員の報酬月額一万円の差額の理由をただしたのに対し、「いじめ対策委員会委員及びいじめ対策委員会防止委員については、市職員管理職の給与月額における時間単価に乗じて算定を行い、時間当たりの平均単価約二千五百円に平均的な会議時間を二時間と仮定してこれらの委員の月額報酬を五千円としたこと、そして、いじめ対策委員会臨時委員及びいじめ問題に関する第三者委員会委員については、弁護士・税理士・大学教授・臨床心理士等を想定しており、専門的知識を有する委員については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査職種別給与から算定を行い、時間あたりの給与額の平均は約五千円であるため、平均的な会議時間を二時間と仮定して、これらの委員の月額報酬を一万円と設定したものである。」との答弁がありました。

また、委員から、委員会の運営に当たっては一般の方と専門的知識を有する方の報酬額は一律が望ましいとの意見がありました。

次に、議第三十九号 特別職の職員で常勤のもの、給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、市財政の一層の健全化を図るため、市長及び副市長の給料を五パーセント下げるものと当局より説明を受けた次第であります。五條市の財政としてそれほどひっ迫した状態であるのかとただしたのに対し、「現状、平成二十八年度の決算に伴う財政健全化の数値等により判断すると、ひっ迫した状態ではないと

考えているとの答弁がありました。ただし、今後大型事業が続く中で将来の行財政改革の一環として今回の議案提出があると御理解いただきたい。」との答弁がありました。また、五條市特別職報酬等審議会の答申内容をただしたのに対し、「市議会議長、副議長及び議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、その仕事内容として、精神的肉体的及び社会的重責を担っていることを含め総合的に検討した結果、現行報酬の据置きが適切との答申をいただいている。」との答弁があり、委員から、五條市の財政が厳しい中で、まず自らの給与削減を行うとのことだと思いが、行政の中で削減すべきところは他にも多々あると思う。例えば、コンサルタント会社に委託している業務を職員で力を合わせて自前でやるなどして高額の委託料を削減したり、借地料の問題など改善・削減する方が目に見える効果があるのではないか。削減すべきところはきっちり削減しそれでもまだひっ迫しているという時点で、市長・副市長・議員も含めて削減を行うことは良いと思うが、まず、改善すべきところを改善してその結果をこの議会で示していただきたいとの意見がありました。また、当局より、「この六年間改革に取り組んでおり、コンサルタント事務一つにしても、自分のところでやれるものは自分のところで行うようにと、確かに難しい部分も当然あるが、全ての事業の自身に対する見直しは今までやってきたつもりである。今回、報酬審議会から据置きという位置付けが出たが、ここ四、五年は大型事業も多く、財政が厳しくなるのは当然もう目に見えているのが現状であり、そういう観点から今回五パーセントが良いのか悪いのか別にして、やはり自ら身を切り、職員の意識改革に拍車を掛けるというのも一つの狙いである。私たちが自らやるべきという観点から、これからも改革を進め、それ以上の削減もしていかなくてはならないということから提示させていただいた。」との答弁がありました。

次に、議第四十号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、市財政の一層の健全化を図るため、給料を抑制するものであると当局より説明を受けた次第であります。委員から、議第三十九号同様、財政への効果が不透明で、今取り組んでいるやり遂げなければならない学校適正化にしっかり取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、議第四十七号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、予算総額にそれぞれ三億五千三百九十六万九千九百九十九円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百九十五億七千九百九十九万九千九百九十九円とするもので、歳出予算の主な内容は、地籍調査推進委員謝礼三十万円、地籍調査業務委託料八百四十万円、大塔支所修繕料追加五百九十万円、公共施設整備基金積立金二億円、ごみ中継施設敷地造成工事費一億円、上水道引込工事費二千八百万円、事業用重機購入費八百四十万円、農業委員報酬追加二十四万四千円、認定こども園設置検討部会委員報酬七万五千円、準要保護新入学児童学用

品費等扶助追加百二十一万八千円、準要保護新入学生徒学用品費等扶助追加百四十二万二千元、五條市いじめ対策委員会委員報酬一万円であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債で賄うもので、債務負担行為の補正については、ごみ中継施設敷地造成事業の実施に伴い、翌年度支出分について債務負担行為を設定するもので、期間を平成三十年度和し限度額一億九百万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から援助が必要な新入児童生徒の学用品の入学準備金について、高等学校へ入学する生徒も含まれるのかとただしたのに対し、「小学校及び中学校へ入学する児童生徒が対象である。」との答弁がありました。なお、高等学校に入学する場合については、「高等学校等進学奨励費支度金、さらに利子を伴わない育英会の奨学金もあり、それらで対応している。」との答弁があり、委員から、学用品補助金で購入したものの明細報告の状況や所得に対する支給額についてただしたのに対し、「準要保護新入児童生徒学用品費等扶助費については、使用用途は確認していないが、入学準備金については当然に支給額以上の金額が掛かると考えており、不足の状況であると認識している。支給額は定額で小学校に入学する児童については、四万六百元、中学校へ入学する生徒は四万七千四百円となっている。」との答弁がありました。

次に、事業用重機購入費八百万円の重機の規模と購入方法及びリースの検討の有無についてただしたところ、「五トンのバックホーであり、指名競争入札を予定しており、リースとの比較検討については耐用年数から算出したところ、リースの方が高くなり購入することとなった。」との答弁があり、委員からは、粗大ごみを挟むアタッチメントが特殊であるので日々の点検も含めて管理をしていただきたいとの意見がありました。

次に、ごみ中継施設敷地造成工事と上水道引込工事について、入札資格のランクと業者数をただしたのに対し、「入札審査会で審査されると考えており、水道工事に関しては今後水道局と協議を行い、入札方法も早急に検討したい。」との答弁がありました。委員からは、予算が計上され委員会で審査していく中で、しつかり明らかにしてもらいたいとの意見がありました。

次に、公共施設整備基金に積み立てる二億円について、残高をただしたのに対し、「平成二十八年度末の残高と今回積み立てる二億円を合計して、二億千二百七十九千円となる。」との答弁がありました。

次に、地籍調査委託料八百万円についてただしたのに対し、「本市への陸上自衛隊駐屯地誘致に向け、消防学校を含む県広域防災拠点とともに将来の陸上自衛隊駐屯地候補地を整備するためプレイアゴルフ地区について地籍調査を行うものである。」との答弁があり、委員から、従来の地籍調査であれば事業費に関し、市の負担は僅かなのに、なぜ八百万円も掛けて別に地籍調査をする必要があるのかとただ

したのに対し、「当初は公共測量でまず用地を測量する予定であったが、地籍調査事業を充てた方が費用面で有利である。また平成三十一年度から始まる国の中期防衛力整備計画に反映させるため、一刻も早く調査を実施し所有者等の確定やエリアの測量を行い要望活動を円滑に進めるため、今回地籍調査事業を追加していただくこととなった。」との答弁がありました。また、地籍調査面積をただしたのに対し、「約八十三ヘクタールである。」との答弁がありました。委員から、山林の購入は安価だとみても、ゴルフ場の補償が高くつき、万が一、五條市や五條市土地開発公社が用地を先行取得して土地を購入した場合、現状、陸上自衛隊の誘致には不確定要素が多くあり、五條市の背負うリスクが相当なものになるとの意見がありました。

また当局より、「国防の観点では実際には陸上自衛隊はすぐには来ないが、急いで用地調査を行う理由は県の消防学校、防災拠点が五條市に来ることが決定しているなかで、県も消防学校を早く開設したいという思いもあり、五條市の土地の購入が早く進めばそれに付随して道路整備等全て進めていける状況になるためである。そのために今回、地籍調査を別途追加し、来年度地籍調査分からは通常の国土調査事業に乗って早期に進め、陸上自衛隊駐屯地の設置を待っていない状態ではあるが、消防学校・備蓄倉庫、防災ヘリポートが早期に着工できるような体制を作っていくことが今の前提である。」との答弁があり、委員から、消防学校、防災ヘリ備蓄倉庫等にはどのくらいの面積が必要かとただしたのに対し、「県の施設の面積は確定していないが、みなしとして約二四ヘクタールである。」との答弁があり、委員から、補正事業費八百四十万円は八三ヘクタールの調査費用なのか、急ぐ二四ヘクタールの分かどうかの事業費かとただしたのに対し、「事業費としては一年半を想定しており、事業費額は約二千五百万円とし、その内の一部を今年度行うもので、来年度も一箇年掛けて継続調査をするものである。」との答弁がありました。

次に、ごみ中継施設整備事業の起債の償還方法についてただしたのに対し、「起債償還については据置期間や償還期間について、全体の公債費のバランス等を考慮し、協議を行い、借入先である政府期間との取決めや、銀行等との契約の定めにより行うという意味である。」との答弁がありました。

次に、認定子ども園設置検討部会についてただしたのに対し、「児童福祉課で所管していた幼保一体化推進事業が、今年度より子ども未来課へ事務委任されたもので、七月十二日の子ども育て会議において認定子ども園設置検討部会が設置された。」との答弁があり、委員から、子ども育て会議において出ていたそれぞれの御意見を認定子ども園設置検討部会がきつちりと引継いで審議され、継続されて順次進んでいくのかどうかということに不安を感じている。委員の意見はしっかりと尊重して今後の事業に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された五議案につきましては、慎重審査を経てそれぞれ採決を行い、議第三十五号、議第三十八号、議第四十七号については、全員一致をもって可決すべきものと決定し、議第三十九号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議第四十号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、起立採決によって否決すべきものと決定しました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「市内小学校の事案について」報告を受けた次第であります。
以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三十五号、議第三十八号及び議第四十七号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、議第三十九号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長長の報告は否決であります。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立少数であります。

よって本件は否決されました。

○議長（吉田 正）次に、議第四十号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長長の報告は否決であります。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第三、議第三十六号、議第四十二号、議第四十八号及び議第四十九号を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。委員長。（議場に声あり）

すみません。意見調整のため暫時休憩します。

午前十時三十八分休憩に入る

午前十時五十九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（吉田 正）次に日程第三、議第三十六号、議第四十二号、議第四十八号及び議第四十九号を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十六号、議第四十二号、議第四十八号及び議第四十九号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十六号 五條市空家等対策協議会条例の制定につきましては、五條市の空家対策において、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うに当たり、有識者の専門的知見を空家等対策計画に反映させるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第七号第一項の規定に基づくもので当局の説明により了承した次第であります。委員から、空家対策に掛かる担当課間の連携についてただしたのに対し、「平成二十九年度から空家等対策計画の策定は生活環境課が担当し、また特定空家、危険空家のみを担当している。」との答弁があり、委員から、利用できる空家の推進についてはまちづくり推進課が担当するなど分けてしまうと新たな街の発展がないように思える。両課が一体になって連携を取りながら空家対策に取り組んでいただきたいとの意見があり、委員から、条例第六条に意見の聴取とあるが法律上強制になっていないかとただしたのに対し、「空家の所有者・管理者に必要な意見を求めることができるようになっており、強制ではない。」との答弁がありました。

次に、議第四十二号 五條市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、就学前教育・保育を一体的に推進するための規定の整備を行うもので当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在の市直営の保育園と幼稚園の人数と、民間の二つの保育園の人数

についてただしたのに対し、「公立については、平成二十九年四月一日現在、定員総数六百八十五名に対して入所児童数は三百八十名で充足率は五五・五パーセント。民間保育所については、二百八十四名の在籍児童数である。」との答弁があり、委員から、市直営よりも民間の運営が建物等々の面でも安くつくのではないかと考えているが、今後の児童福祉課としての考えについてただしたのに対し、「民間への保育の運営については今後の整備計画の策定に向けた検討の中で、教育委員会と連携して検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、私立の保育園の充足率は一一〇・七パーセントで定員オーバーし、人気が高く、反対に市立の一部の保育所は三七・八パーセントとなっているところもあり、今後の在り方をしっかり協議する必要がある。この条例では教育委員会と一緒に考えていくとなっており、良いことだが、幼稚園の統廃合を含めた幼保一体化への遅れがあり、そのことも踏まえて保育所の統合をしていかななくてはならないとの意見がありました。

次に、議第四十八号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ四百八十二万二千円を追加して、予算総額を五十三億三千六百八十二万二千円とするもので、歳出予算としては特定健康診査等事業費を追加するもので、五百六十万円の事業費を見込んでいます。歳入予算としては、都道府県財政調整交付金五百六十万円を増額し、財政調整交付金七十七万八千円を減額し、歳出に合わせて四百八十二万二千円を増額を行い、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、未受診者対策電話勧奨事業の方法についてただしたのに対し、「勧奨の電話の前に、未受診者に対し勧奨のお知らせのはがきを送り、そこに、勧奨の電話についてのお知らせも載せるように考えている。」との答弁がありました。

次に、議第四十九号 平成二十九年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ五千六百三十二万六千円を追加して、予算総額を四十二億四千四百九十二万六千円とするもので、歳出予算として介護保険財政調整基金積立金四千九百三十二万五千元、償還金七百万千円で、歳入予算として地域支援事業介護予防交付金六万六千円、前年度繰越金五千六百二十六万円を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険料の滞納に掛かる三つの罰則の執行状況についてただしたのに対し、「一年以上の滞納で支払い方法の変更・償還払いが一名、一年以上滞納で給付額減額の三割負担は四名である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された四議案につきましては、慎重審査を経てそれぞれ採決を行い、議第三十六号、議第四十二号、議第四十八号及び議第四十九号については全員一致をもって可決すべきものと決定しました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市立養護老人ホーム花咲寮建設事業の進捗状況について」及び「五條市クリーン・オアシ

スクラック問題経過について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ただいま厚生建設常任委員長から報告があったのですけれども、厚生建設常任委員会に付託された議案、一つ漏れていると思うのですね。それは議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正、これも本会議の中で全議員の賛成で厚生建設常任委員会に付託しますということが決定されて厚生建設常任委員会でも審議されているわけです。協議されているわけですね。だからこの審議、協議の結果は、継続審査という結果になったわけですね。全議員総意のもとで、継続審査の結果も厚生建設常任委員会でも報告されているわけですね。だから最高決議機関の本会議の中で、議第四十六号、水道事業給水条例の一部改正について付託を決定されて厚生建設常任委員会でも審議されて継続審査という結論が出ている以上は、ただいまの委員長の報告にも結論だけでも入れておかなければ本会議の決定の責任を果たしたことはないのではないかと思いますけれども、いかがですか。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正につきましては、慎重審査を期するため本委員会といたしましては、審査中の事件について閉会中もお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第百十一条の規定により議長に申出書を提出しております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今委員長の方から継続審査という報告がありましたけれども、やはりこの議案を継続審査するためにも先ほどの委員長報告の中には本会議の決定で付託されているわけですからね。議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正についても審議結果は継続

審査ですからそれを委員長報告にも入れておくことが、やはり本会議の決定に対して責任ある委員長報告だということを申し上げておきたいと思えます。
以上です。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

厚生建設常任委員会で審査中の議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正について、会議規則第一百五条の規定によりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は厚生建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって議第四十六号、五條市上水道事業給水条例の一部改正について厚生建設常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十五分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
審査を続けます。

○議長（吉田 正）次に日程第五、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会益田吉博委員長。

〔決算審査特別委員長 益田吉博登壇〕

○決算審査特別委員長（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十一日の本会議におきまして、平成二十八年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、窪 佳秀議員、牧野雅一議員、養田全康議員、そして私、益田吉博の七名が選任

され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、益田吉博が、副委員長に大谷龍雄委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、十四日から十九日までの三日間とすること並びに審査方法・順序について協議しました。

以下、十四日、午前十時に開会いたしました当委員会での審査の経過と結果について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明の後、総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 中学校の部活動が合同で行われていることについてただしたのに対し、「市内中学校の運動部は、県の中学校体育連盟への加盟のもと、大会に参加し活動している。昨今、様々な運動部において部員数の減少が生じており、単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置として、合同チームを承認しているが、合同チーム編成は、あくまでも中学校体育連盟の各専門部が規定を定めていることから、市の中学校体育連盟を通じて、県の中学校体育連盟専門部会へ働き掛けを行い、今後とも部活動については可能な範囲で支援を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

二 学童期のスポーツに対して、教育委員会の支援体制と今後のサポート体制及びスポーツに対する意識の向上についてただしたのに対し、「子供のスポーツ人口増加に向けては、各種協議団体が、子供を対象とした各種講座スポーツ教室を開催している。また、昨年、オリンピック出場選手の伊藤美誠選手を迎えての南和スポーツフェスタの卓球教室や篠原選手を招いての柔道教室、プロバスケットボールチームのバンビシャス奈良のバスケットボール教室、今月行ったプレシーズンゲームには、小・中・高校生を約二百名無料招待し、スポーツに対する意識向上を図っている。また、元プロ選手に来ていただき、小学生と触れあつて、プロのスポーツを観ていただくという夢教室という取組も行っている。」との答弁がありました。

三 競技は続けたいが、進む校区の中学校には、陸上部がないことに悩む陸上競技で全国クラスの子供がおり、そうした子供に対する支援についてただしたのに対し、「各種目の県大会に出場するには、各中学校から中学校体育連盟の各専門部への登録を行えば出場が可能であり、一人でも登録ができる。一人に顧問を付けるのは困難だが、校長や教員が引率、監督を行う等のサポートは可能である。」との答弁がありました。

た。

四 市役所における窓口業務の電話対応について、新採用職員に対しての電話対応については、五條市のマニュアルで学び、県が行う、新規職員の研修等に随時参加をして研修を積んで早く一人前になるよう教育をしている。」との答弁があり、また、委員から半年ないし一年後に検証を行っているかとただしたのに対し、「検証はしていない。」との答弁があり、また、委員から窓口に悪いこととで、受けられる行政サービスを教えてもらえなかった案件についてただしたのに対し、「そういった事例があったことは認識している。次にどこの窓口へ行ってもらったらいいか、細心の注意を払うように、各部長を通じて指導するようにしている。」との答弁がありました。

五 高齢者世帯で飼い猫が増え、環境が悪化し、日本動物愛護基金の行政枠で、無料で去勢手術を行ったことがあったが、今後同様の世帯に、動物愛護基金の行政枠を受けられるかどうかただしたのに対し、「猫の去勢避妊手術については、あくまでも個人の責任で行うべきもので、今回の事例は、人の生命にかかわるとい主治医の判断があり、緊急を要するというところで、行政枠の手続をしたものである。」との答弁があり、委員から近隣にも迷惑を掛けており、去勢手術の費用を捻出できないといわれるような生活困窮者の場合、行政枠を使って申請出来ないのかとただしたのに対し、「その他の手段として、各保健所でも事情がある場合、猫も引き取っていただけると聞いている。その場合、殺処分するのではなく、動物愛護センターで収容して引き取ってくれる家庭がないか探してくれと聞いている。」との答弁があり、委員から、保健所も最終的には、殺処分と思うが、動物愛護基金をえるよう検討できないかとただしたのに対し、「この制度を活用するためには、ボランティアの協力や車の確保・手術場所の確保等いろいろな方々の協力が必要であり、様々な事例があるかと思う。」との答弁があり、委員から、今後市として、そういった事案に対してできないと言っているのではなく市民に寄り添うような形で考えていただけたら有り難いとの意見がありました。

六 税の滞納について、滞納者の人数と税額についてただしたのに対し、「平成二十七年度末の市税の滞納額が約一億三千八百万円、平成二十八年年度末が八千四百八十万円で、前年度と比較すると、約五千二百八十万円減少している状況である。」との答弁があり、委員から、差押えまで行っていると聞いているが、何件ぐらいで、どのような状況なのかとただしたのに対し、「本市における税の滞納者への対応は、納付書を送り、納期限までに完納のない方については、督促状の発送後、納付がない場合は納付の催告を行い、なお納付がない場合は財産調査を実施し、担保能力があるにもかかわらず納付の意思がない場合は、財産の差押えを実施している。それでも、依然として納付がない場合は所得財産の公売、あるいは債権の取立てを実施している。諸般の事情により、直ちに納付することが困難な滞納者に対しては、納税相談などを行い、分割納付や差押えた財産の換価の猶予等を行っている。差押えの件数については、手元に資料がない。」との答弁があり、委員から、

職員のこと、職員が理解できない人への対応、話を聞いて円滑に丸く収める方法について、税の事務に関しては多種多様な事例があり、何とか御理解をいただくような電話対応、場合によっては訪問し説明等に努めているが、解決が困難な事例もある。職員としては、異議申立て、不服申立てのないようにできるだけ丁寧な対応や説明、救済措置がない場合も含めて、対応に努めている状況であり、御理解をいただきたい。」との答弁がありました。

七 学校給食費についての滞納額について、平成二十八年度決算における給食費の滞納額については、平成二十年度から平成二十八年度の九年間の累計で、小学校が九十五万六千八百九十四円、中学校では七十九万三千二百円で、滞納総額は百七十五万九千四百円となる。なお、二十九年度に入り、新たに十八万二千二百円の納付があったので、現在の滞納額については百五十六万七千八百九十四円となる。今年度も八月現在で、四名が完納した。」との答弁があり、委員から、世帯数をただしたのに対し、「保護者数では三十人である。」との答弁があり、委員から、滞納者の対応について、ただしたのに対し、「給食費の回収事務の流れは、七月末ごろに、各滞納一覧表を各学校へ送付し、各学校長と相談後に納付依頼書の送付を行う。その際、準要保護申請や児童手当からの引き落とし等、支払いの相談も受けている。」との答弁があり、委員から、通知は文書かとただしたのに対し、「文書で送っているが、場合によっては家庭訪問も行っている。」との答弁があり、委員から生活自立支援法が変わり、市にも生活自立支援の職員の方が二名いるが、連携をしっかりと取ってもらいたいとの意見があり、また自立支援と担当課との連携について、ただしたのに対し、「給食費の未納に限らず、就学が困難な子供たちに対しては、そのような連携を取っていきたい。」との答弁がありました。

八 学童保育について、現在学童保育事業の箇所とそれぞれの人数をただしたのに対し、「現在、学童保育所が公立は五箇所、定員については四つの学童が三十人、一つの学童が二十人である。」との答弁があり、委員から、本町の学童保育所の定員について、ただしたのに対し、「私立を含め、市内に七つの学童保育所があり、そのうち、五つが公立、二つが私立であり、五つの公立学童保育所のうち、本町を除く四つの学童保育所は定員が三十名であり、本町学童保育所については、定員が二十名である。私立の学童保育所の定員は一箇所が七十名、一箇所が六十名である。」との答弁があり、委員から、定員三十名の学童保育所の職員数について、ただしたのに対し、「公立のうち、三箇所は二名、二箇所は三名、私立は二箇所とも四名ずつである。」との答弁があり、委員から、学童保育所の広さについて、ただしたのに対し、「牧野が五・一・八四平米、北宇智が四八・六平米、宇智が四五・七六平米、田園が六二平米、本町が二八・八平米、なかよしが一九〇平米、ちべんが二〇〇・四平米となっている。」との答弁があり、委員から、本町学童保育所の狭さについての考えと登録人数について、ただしたのに対し、

「手狭であり、登録は二十二人である。」との答弁があり、委員から、定員オーバーしているのは事実だが、改善についてただしたのに対し、「四月から八月までの一日の平均利用者数が七・八名である。もう少し広いところを探しているが、確保できないのが現状である。」との答弁があり、委員から、最大の人数をただしたところ、「月単位で一番多かったのが五月で、八・一人である。」との答弁があり、委員から、支援が必要な子供を支援できる職員がいるのかをただしたのに対し、「指導員は二名ないし三名おり、県が主催する支援員の研修を受けるようになっており、支援が必要な子供に対する研修内容はあるが、支援が必要な子供専門の職員としては現在のところ配置していない状況である。」との答弁があり、委員から、子供たちが喜んで来られる体制を取っていただきたいとの意見がありました。

九 幼保一体化の取組についての進捗状況についてただしたのに対し、「六月下旬から七月に掛け、保護者を対象に意見交換会を三回開催、八月から九月に掛け、保護者を含む一般市民を対象に意見交換会を三回開催しました。現在、アンケートの集約、分析、就学前児童の人口集計を行っており、今後の予定としては、公立認定子ども園の整備に向けた部会を開催し意見を取りまとめたいと考えている。」との答弁があり、委員から、認定子ども園のスケジュールをただしたのに対し、「まだ決まっていない。」との答弁があり、委員から、まだ決まっていないということは、五年以上掛かるということになり、現在の公立保育所の状態で続けるのかとただしたのに対し、「保育所の統廃合についても、幼保一体化の協議の中で、検討を進めたいと考えている。」との答弁があり、委員から、保育所により子供の人数に大きな差があり、精査した上で早い取組をお願いしたいとの意見がありました。

十 業務委託が多いが、合計金額についてただしたのに対し、「平成二十八年度の一般会計決算の中での全体の委託料は、約十六億八千万円で、その中でコンサルタント会社への委託については、約九千四百万円で、件数は十七件である。」との答弁があり、委員から、委託をしなくて職員で補うことはできないのかとただしたのに対し、「他市の事例では、一部の計画策定業務については、住民との協働による計画策定や専門的な知識を有する人を臨時任期付きで正規採用し、職員自ら行う事例も見受けられる。厳しい財政事情であるので、経常経費の削減は喫緊の課題である。これから新年度予算編成も始まるが、コンサルタント会社への委託業務の必要性や効果について、職員でできないか、担当者と十分に協議を重ねてまいりたい。」との答弁がありました。

十一 地域公共交通など、特別な企画に携わっている職員の在り方についてただしたのに対し、「全体で職員が約四百人おり、部署も四十数課あり、その中で異動というのは考えなければならぬと思っております、そういう意見があることを承っております。」との答弁がありました。

十二 新庁舎について、市における延べ床面積についてただしたのに対し、「現在基本計画の中で示しているのが九、五〇〇平米である。」と

の答弁があり、委員から、ある公民館利用者から、間仕切りのある広いスペースで、発表会ができるような場所が欲しいと要望を受けたが、可能かとただしたのに対し、「市民に親しまれる庁舎という観点から、国・県・市の集約型の庁舎であり、共有で使えるような大きい会議室をつくり、そこを区切った形で使えるように考えていくが、まだ基本計画の策定中であり、最終的にどんな大きさになるか検討しているところである。」との答弁があり、委員から、市民に応えた、喜んでもらえるような良い庁舎に取り組んでいただきたいのに対し、「市民交流できるスペースを会議室と兼用で使うことも考えている。防災面についても、エントランスの部分に防災機能を持たせる等検討しており、配置について設計していく。」との答弁がありました。

十三 自治会からの要望で、要望書を上げなければ工事が行われなかったのに対し、「基本的に自治会から要望書が提出され、優先順位を付けて進めている。」との答弁があり、委員から、要望書を出さずに工事を行った経緯はあるかとただしたのに対し、「今年度、議員から聞いた部分を、自治会の要望書がなく行ったという事例が発生し、自治会長から要望書を提出したところは行われぬのに、要望書を提出してないのに行われたという苦情があった。自治会長に対しては、庁内で今後そういうことがないようにするというお詫びを行い、その報告を市長に行った。」と答弁があり、委員から、その場所と工事の金額、工事の詳細をただしたのに対し、「市道中四号線で、中町の舗装の修繕で、市内七箇所の工事の中の一つの路線で、請負金額は、六百七万八千二百四十円である。」との答弁があり、委員から、要望がない場所についての面積と金額についてただしたのに対し、「施工面積は、全体で約一、〇〇〇平米を発注し、中四号線については、一〇六平米の舗装面積で、金額は面積から類推すると約一割程度かと思われる。」との答弁があり、市民からの要望に添えていくのはよいが、要望書として取り上げてきた今までの経緯と異なると当局にただしたのに対し、「要望書を出していないところを工事したと自治会長から連絡があり、当該に事情を確認したところ、事実である。基本原則、自治会長から捺印した要望書の提出を受け、優先順位を付けて行うことになっている。このような事実があったという事で担当課に事実確認を行い、議員からの要望で行ったものであるため、今回議長宛てに、九月八日にこの件についての二つの申出書を提出した。」との答弁があり、委員から、この問題は政治倫理条例に抵触するのであれば、きちんと当局が対応するべきであると思うがとただしたのに対し、「本件は、政治倫理上も抵触するとの認識であり、きちんと対応してまいりたい。また、職員に関しては徹底して、今後このようなことのないよう取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、要望書を受け付けた窓口として、きちんと優先順位を付けて、議員が話を持ってきても、断るべきことは職員も勇気を持って断るべきとの意見がありました。

また、委員から、今回のこの事案に関しては、書面でもって経緯経過の説明を受け、その上で精査し、対応してまいりたいとの意見があり

ました。当局から、「自治会を通して行うことが基本だが、議員から言われたとしても、自治会にも声を掛け、体制を整え今後進めていき、議員としてのモラルを明確にし、これらを認識した上で今後対応したい。」との答弁がありました。

十四 田園地区の歩道について街路樹の根によって持ち上げられた歩道の対処についてただしたのに対し、「傷みが激しい歩道や緑道の状態や街路樹の成長に伴い根が歩道の舗装部分を盛り上げて歩行者がつまづく恐れがあるという事例も認識している。改善策としては、舗装部分をいったんめくり、根を切った後に舗装を修理する。しかし、根は予防的措置が非常に難しく、今後は、三本を二本に減らす等計画的に考えていきたい。」との答弁がありました。

十五 十年前に提出された要望書について、把握しているかとただしたのに対し、「基本的に要望書については、リストを作って保管している。古いものについても残っていると聞いている。」との答弁があり、十年前に出した道路の舗装の要望書についてただしたのに対し、「現在の五條市の市道の延長は約七八〇キロメートル、路線の数が一、四七五路線と、大変多い件数である。その中で自治会からいろいろな要望が上がってきており、優先順位をしっかりと付けて、悪いところについては進めていく。」との答弁がありました。

十六 市道の白線が消え掛けていることについての対応をただしたのに対し、「白線についても、市道については市の方で対応していく。規制にかかわる部分については、五條警察署と協議を必要とする場合もあるが、基本的に道路の危険な状態にあるところは、計画的に進めていく。」との答弁がありました。

十七 京奈和自動車道五條インターチェンジ周辺整備事業の進捗状況についてただしたのに対し、「現在、コンサルタント業務の中で基本計画の素案を作成しているところである。この素案が完成した後にワーキンググループ、地元、専門家の方々による委員会を立ち上げ、そこで素案の議論を経て、素案を完成させる。その後、次のステップに移ることになる。」との答弁があり、委員から、できるだけスピードアップして欲しい、また、和歌山から橿原までの間でガソリンスタンドが一軒もないので、ガソリンスタンドも検討して欲しいという意見がありました。

十八 市税の滞納金額と徴収率、県下十二市の順位についてただしたのに対し、「平成二十七年度末における市税の滞納額については、一億三千七百七十一万一千七百四十五円で、徴収率は、九五・七六パーセントである。平成二十八年度末における市税の滞納額については、八千四百八十五万三千六百六十五円で、徴収率は九七・三〇パーセントである。前年度と比較し、五千二百八十八万八千八十円の減で、徴収率は一・五四ポイントの上昇となっている。なお、平成二十八年度における徴収率の奈良県の順位については、奈良県下十二市中では二位で、三

十九市町村では十二位となる。」との答弁があり、委員から、今後も厳しく取り立てていただきたいとの意見がありました。

十九 青空市場と二見魚市線の交付金について、百五十万円ずつ、合計三百万円という認識でよいかとただしたのに対し、「委員お述べのとおりである。」との答弁があり、委員から、交付金の期限についてただしたのに対し、「地域が自主的かつ自立的に取り組むことを目的として、三年間支援する。」との答弁があり、委員から、野原の青空市場は、今年四回目となることについてただしたのに対し、「地元から四年目の要望もあり、市制六十周年の記念の年であるということで、特別に百五十万円を予算化した。」との答弁がありました。

二十 柿の振興について、イベントや柿の販売時、のぼりが「奈良の柿」となっているが、なぜ、五條の柿でPRしないのかとただしたのに対し、「五條市がイベントや物産展でPRを行う際は、本市が作成した「日本一の柿の町、五條市」と表記したのぼりや横断幕を使用しており、委員がお述べののぼりは、JAならけんが作成したのぼりかと思う。五條市は柿の生産量が日本一の町として全国にPRをしており、JAならけんは奈良の柿ということで、のぼりを立てて全国にPRしている経緯があり、共に全国に柿を様々な角度からPRしている状況である。」との答弁がありました。

二十一 シダーアリーナの事務所のカウンターについてただしたのに対し、「総合体育館の事務所のカウンターについては、八月十日に契約を大和不動産株式会社と締結し、九月中には設置を完了する予定である。」との答弁がありました。

二十二 奈良県広域消防組合に対する本市の負担額と、以前の五條市消防本部との比較についてただしたのに対し、「奈良県広域消防組合の負担金と単独消防時代であった五條消防署の場合の比較について、平成二十六年以降広域化になり、その直前の平成二十五年と平成二十八年度決算を比較すると、約一億六百万円余りの増となる。」との答弁があり、委員から、一億六百万円の増額理由をただしたのに対し、「人件費に関して、定期昇給や、人事院勧告その部分において、年々増加の傾向であった。また、広域化後、通信関係の部分が、広域の通信システムや消防デジタル無線等の整備について、広域化を行わず五條市だけで整備したものと比較すれば、広域化後に整備をしたので、かなりメリットがあり、この通信関係だけという点、広域化後に共同でのメリットで約一億九千万円余りの効果が出た状況である。」との答弁があり、委員から、できるだけメリットを出して、負担額の少ないように運営してもらいたいとの意見がありました。

二十三 FM五條を運営する、社会福祉法人祥水園との七月三日に行われた災害時における緊急放送に関する協定の中身についてただしたのに対し、「七月三日にFM五條を運営する、社会福祉法人祥水園と災害時における緊急放送に関する協定を締結した。このコミュニティFMという地域放送を活用するもので、締結の目的は、本市において災害等が発生または発生する恐れがある場合においてコミュニティFM放

送を通じて迅速に情報を周知すること、また、防災行政無線の放送を補完し、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することである。」との答弁がありました。

二十四 本市の施設での太陽光発電の漏電点検についてただしたのに対し、「市内の小・中学校では、二箇所に太陽光発電設備を設置しており、両設備とも自家用電気工作物として、電気主任技術者が毎月一回の法定点検を実施し、教育委員会に報告がある。」との答弁がありました。

二十五 ごみ中継施設整備事業に係る造成工事費等、一億二千八百万円の内容についてただしたのに対し、「造成工事については、約三、〇〇〇平米の平地があれば中継施設を確保できるため、その最善の方法としてコスト面も踏まえ、残土や構造物を少なくすることで検討した。全ての造成面積が六、四〇〇平米あり、その中で、山を切り取って用地にする面積が四、八〇〇平米、平地面積が三、〇〇〇平米を確保した。」との答弁があり、委員から、上下水道についてただしたのに対し、「ごみ中継場を建設する前に上下水道が必要なため、今議会に、水道引込み工事二千八百万円を上程した。市道から五百メートル下の配水池からポンプを増設して中継場まで水を送るよう計画している。」との答弁がありました。

二十六 下水道の進捗状況と合併浄化槽について、下水道の事業計画区域外の場合、合併浄化槽補助対象となり、下水道計画地が補助金の対象にならないのはどうしてかとただしたのに対し、「五條市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第三条の規定により、補助対象地域として、下水道事業区域の区域以外の地域であるという要綱がある。」との答弁があり、委員から、三年から五年で下水道が整備されることで家を建てたが、十年以上経過してもいまだに下水道の整備がなく浄化槽の申請ができないという事例を聞くが下水道の計画はどうなっているのかとただしたのに対し、「下水道の整備については、都市計画法に基づき、計画決定する。市の場合は、現在計画決定されている面積は、九五七ヘクタールである。平成二十八年度末の進捗状況については、供用開始された面積が五七七ヘクタールとなり、進捗率は六〇・三パーセントである。下水道工事については、まずは主要な汚水幹線の整備を行い、その後、公道など埋設を優先的にする場合、公衆衛生の向上と費用対効果などを踏まえて設置場所を決め、道路計画があり、その歩道の中に下水管を入れるとなると工事に合わせて、計画を立てて進める部分もある。」との答弁があり、委員から、管は近くにあるが接続していない区間について、優先的に工事をしてもらうわけにはいかないのかとただしたのに対し、「現在未整備のところについては、交通量もしくは交通量や道路事情、また宅地の立地条件なども鑑みながら、できるだけ要望に沿えるよう整備を進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、待っている市民がいるので、調査していただきたいとの意見がありました。

二十七 厚生建設常任委員会で、クリーン・オアシスの報告を受け、今後、業者に対してどういう対応をするのかをただしたのに対し、「昨日も厚生建設常任委員会でクリーン・オアシスのクラック問題についての報告をしている。ただ、入札審査会委員としての考え方については、入札審査会自身は入札の公平な事務を進めていくため設置されており、今回、それに基づき審査会として、業者にとっては死活問題にかかわるような指名停止という権限もあるが、非常に厳格な要綱になっており、しっかりとした第三者、すなわち五條市においては、会計検査院等からの報告を待ち、それで審査を図って停止等の考えを決定するとしている。今回の工事の中で二百箇所近いクラックがあり、その中で一〇パーセントの残りはゲージを付けてまず一年間の経過観察をして、最終的な結論を出すよう動いている。現在の状態の中で、それが全て要綱に定められている粗雑な工事であるという断定はできていない。よって、登録業者としての資格は有していると考えている。ただし、指名するとか、しないとかは、それは審査会の中で技術的など総合的に判断をする。現在の状態では、白黒がはっきりしていない限り、結論としては白しかないということである。」との答弁があり、委員から、修理費用を施工業者が持つということ、かきを認めたことにならないのかとただしたのに対し、「修理費を負担し、株式会社伸構造事務所の指摘により修繕を行った。それにより、例えば入札に関わって契約に基づいて、かし担保期間の中で補修はしたが、もしもその契約に基づいてかし担保期間の中で補修等もしなかったと仮にすれば、これは入札審査会の中で大いに議論はされるであろうと思う。株式会社伸構造事務所の指摘、検査の中で、きちんとその補修を行い、現在履行しているところを鑑みた中で、入札審査会としては白か黒かしかないので、今の状態であれば白としか答えようがないということである。」との答弁があり、委員から、今後覚書や協定書の中で、きつちりと固まってくと思うが、今回のような事案があったことは事実であり、それに重点をおき、工事について入札するときには、このような事案があったことを事前に、入札審査会で議論し、結果を出していただきたいとの意見がありました。

二十八 国民健康保険会計の県単位化に向け、情報公開を早期にするよう、また、国から分配される三千四百億円が奈良県にどれだけ分配されるのか、また国保会計の負担割合を、元に戻す要望について、併せて市民の負担の軽減について及び単位化の延長についてただしたのに対し、「一点目、国保単位化に向けた情報公開については、現在、奈良県内の国保財政統一化に向け、最終案の作成に向け担当者会議、また市町村長の会議等で協議しており、情報等が分かれば早く市民にも知らせたい。二点目、国から配分される三千四百億円については、具体的な数字が示されていない。三点目、国保会計の負担割合の国への要望については制度の導入に当たり、必要に応じて要望等があれば、市長会等を通じて近畿市長会、全国市長会等へ要望していきたいと考えている。四点目、市民の負担の軽減ということで基金の関係だが、繰り入れをする部

分について、基金の繰り入れは今後の国保財政でも大事なことで今後も状況を見ながら対応していきたい。また今後、県単位化に向けての延長についても、現在市町村長会議、また県との担当者会議等も含め、状況を眺めながら市町村が足並みをそろえ状況を精査しながら、考えていきたい。」との答弁があり、委員から、大きな問題なので、必要なことはどんどん市から県へ、また県から国へも意見を挙げてもらうことで頑張っていたきたいとの意見がありました。

二十九 児童・生徒への自信と希望を持って頑張るための教育について対し、「全ての教育活動は人権尊重の精神に貫かれたものとして進めていかねばならない。児童・生徒の自信と希望を与える教育を実践するため、まず自分の大切さとともに他の人の大切さが認められていることが実感できるような環境づくりをあらゆる教育の場で進めることが必要であると考えている。

国連の児童の権利に関する条約においても、子供が権利の主体として尊重されるべきであると述べられている。また教育の機会均等を保障し、一人ひとりが持つ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成することも教育の大きな役割である。自己実現を目指すとは自分の個性や特性を生かし、生き生きと自己を表現し自分自身の生き方が追求できることを意味する。本市では、五條市教育振興基本計画に基づき、心に大きな夢と志を持ち、その実現に向けて考え、行動し、社会を生き抜く人間を育てるよう学校教育を推進している。子供たちの将来のために、一人ひとりを大切にして生きる力を身につける学校・園、安心安全で元気のみなぎる学校・園、確かな学力・体力・規範意識を育む学校・園、ここで子供たちの夢と志が豊かに育つと考える。」との答弁がありました。

三十 市道の拡幅で、寄附された土地の登記の名義はどのようになっていのかと対し、「過去に、寄附採納を受けた土地が市道になっている部分については、全てが五條市の名義に変わっていない部分もあると認識している。」との答弁があり、委員から、市の名義に変更しないと固定資産税が掛かってくるのかと対し、「全て確認はできないが、年末に寄附採納を受けた土地の税については減免措置を行っている。ただ過去において漏れている事例があるかは確認できていない。」との答弁があり、委員から、過去に寄附された土地で、地主がまだ税金を払っていることに気付き、これを市の名義変更するとき、その地主から申請があれば、市の名義に変更してもらえませんかと対し、「名義変更に係る手続については市で行う。」との答弁がありました。

三十一 五條市で行われているジビエ事業についての現状、今後の展望について対し、「ジビエ五條については、平成二十六年十一月から建設を始め、平成二十七年十月に本格稼働し、平成二十八年度のジビエの販売実績は、七百三十八万九千五百七十二円である。それ以外に、三回の学校給食やジビエ普及のPR等に十九回参加し、その費用が二百九十四万三千三百四十円掛かっており、合計一千三

十三万二千九百十二円が総収入である。

歳出は、人件費・光熱水費等の経費が、九百八十一万五千四百四円となり、五十一万七千五百八円の黒字になる。」との答弁がありました。販売ルートに関して、今後の展望についてただしたのに対し、「現在の販売状況について、飲食店関係四十五店舗に卸している。小売関係で、市内のスーパーや精肉店等小売業十店舗を卸している。食肉以外に廃棄物が出るが、その廃棄物についてはペットフードの三業者に卸している。その他に十三店舗、合計で七十店舗の業者と現在、取引している。基本的には地域に根差したジビエ産業ということで、今後地元足運んでジビエ肉を販売してもらえようように働き掛けている。」との答弁があり、委員から、ジビエ事業により、五條市の知名度が上がり、メリットがたくさん出てくると思うとの意見がありました。

三十二 障害者優先調達推進法における各部署における取組についての進捗状況、今後の展望についてただしたのに対し、「社会福祉課では、障害者施策の担当課として、平成二十七年から毎年障害者就労施設等からの物品調達方針を策定し、その年の実績状況を公表し、県へ報告している。平成二十七年度は公費での実績額として六百五十一万二千三百三十八円、平成二十八年度は、実績額が六百八十七万七千五百八十四円である。この結果についても、ホームページで公表し、県へ報告している。

市長公室としては、各職員の意識を高めていくようにしているが、実績としては部長会の弁当の注文のみとなっている。

総務部では、他市の事例を検証・調査を行った結果、公用車の洗車業務委託があったため関係施設に打診したが、条件面で折り合いが付かず、調達には至らなかった。今後も引き続き、検証に努めてまいる。

危機統括室では、障害者等からの物品調達方針に基づき、平成二十七年度は物品を調達したが、平成二十八年度は、対象団体への問合せの結果調達不可能だったため、調達に至らなかった。今後も調達できる物品等を精査し、少しでも調達できるよう検討してまいる。

すこやか市民部では、各課において、物品調達に必要となった場合に、五條市障害者就労施設等からの物品調達方針に基づき、対応している。昨年度は、野原東住民センター文化祭でNPO法人のクッキーづくりを利用し、今年も、人権総合センターの文化祭でクッキーづくりを取り入れる予定である。

産業環境部では、五條市あすなる福祉会あすなる会の業務の提携として、上野公園で毎年ヒマワリの栽培草刈りや堆肥の袋詰め作業等を行い、生ごみ堆肥のEMぼかしを購入した。

都市整備部では、物品調達できるものについて、検討してまいりたい。

教育委員会では平成二十七年度から、社会福祉法人せせらぎ会御所園より学校給食用のパンを購入しており、平成二十八年度の購入実績は、約三百十万円である。

西吉野支所では、平成二十八年度、障害者施設等からの物品の購入実績はない。

大塔支所では、職員に説明協議を行っているが、実績はない。

水道局では、昨年、実施した水道料金等審議会の委員への昼食として、障害者福祉施設からの弁当を利用した。今後も、物品等においても利用可能なところで対応したい。」との答弁があり、委員から、この障害者優先調達推進法の趣旨のもとに取り組んでいただきたいとの意見がありました。

三十三 水道料金の改定計画について、値上げはせざるを得ないことは十分理解しているが、その周知期間が半年では短いのではとただしたのに対し、「九月議会での御議決賜れば、すぐにでも、検針員を使って、皆さんに料金改定のお知らせを行う予定だったが、継続審議ということになり、また今後も検討しなければならないと考える。検針だけでは、皆さんにお伝えするのが難しいと思うので、今後、検討する。」との答弁があり、委員から、水道料金の値上げということは、市民全体に影響する大事な事案であり、紙一枚で市民に周知できるか、同じ料金を上げるにしても、きちんと事前に説明しておけば、料金が上がったときの思いも軽減されるのではないかという意見がありました。

三十四 各部局の担当業務の明確化及び連携についてただしたのに対し、「各部局の担当業務の明確化及び連携については、年度初めに、全部課長が一堂に会し、部長、部課長会等を開催し、また、基本的には毎月部次長会を開催して情報の共有化を図っている。

特に、市の重要課題の進捗管理を行い、実施の加速化を図るために、理事・技監・各部長・所長・局長・秘書課長・企画政策課長・財政課長をメンバーとする重要施策に関する進捗管理に関する調整会議を立ち上げている。会議を開催し、調整後に、三役に進捗状況及び方針方を報告している。部局間を横断する課題を共有することで、政策推進会議を開催している。今後機会を捉え、部局間の共有には今以上に努めたい。」との答弁がありました。

三十五 新庁舎建設についての文化財発掘調査の進捗についてただしたのに対し、「今現在、指名の手続を行う段階であり、来月初めに発掘する業者が決まるという予定で、今現在進めている。」との答弁があり、委員から、以前予算が通れば、早く作業に着手できるように業者選定も含めて発注方法を確認させていただいたが、答弁どおりの進捗をされているかについてただしたのに対し、「当初の期間より遅れているのは事実である。」との答弁があり、委員から、当時の答弁に偽りや変更がないかをただしたのに対し、「発注方法の分類分けについて、機械

で行う部分と手作業で行う部分があり、その分二つに分けて発注は行っている。」との答弁があり、委員から、今現在業者選定も済んでおらず、工事の遅れが心配であるとの意見がありました。

三十六 ごみ中継施設の造成に関する工事の発注についての答弁において、監理課が答弁すべきものではないのかとただしたのに対し、「やりとりの中でみどり園の所長が発注方法について答えたことだが、やはり発注方法等についての担当は監理課である。」との答弁があり、委員から、常日頃から部署は違っても役割分担を明確に把握していないことからこのようなことになるという意見があり、「連携の細かい部分があるが、情報化社会で、市民の視線もますます強くなるような中で、行政改革や意識改革をも大事であり、日頃から職員一人ひとりが仕事というものはどうなのか、どのような形で政策が動いているのか、そういうことを認識するような形を構築しなければならない。」との答弁がありました。

三十七 JR五条駅前の市営駐車場で、すずめ蜂の巣を発見した市民からの市へ通報の際に、基本である相手の連絡先を聞いていなかった対応についてただしたのに対し、「御指摘の電話の対応については基本中の基本であり、基本を逸脱した大変な行為と認識している。今後このようなことのないよう努め、職員の一人ひとりの問題として、注意をしまいたい。」との答弁がありました。

三十八 監査報告の意見書に対する取組についてただしたのに対し、「監査意見書に示されていることについては、今後の予算編成において非常に重要なことで、取り組む必要があつて伸びてきた経費、収入が減ってくる事態も踏まえた中でいただいた意見であり、深く受け止めたいと考えている。今後、なお一層厳しい状況の中でしっかりと取り組むべきとの御指摘も踏まえて財政運営に努めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、市債については大幅に増加した前年度よりさらに増加していることで、監査委員の意見として、昨年も警笛を鳴らしていたにいてはらずであるので、しっかりと効率よく計画を立てて計画的な効率よい予算編成を強く望む旨の議会からの決議も提出し、五條市決算及び財政健全化審査意見書にも綿密な調査計画のもと、適切な予算を立て、事業等の遅延が発生しないよう、年度内執行に努め、綿密な調査研究計画が必要であるとある。今後も監査委員の報告に関し、しっかりと耳を傾けるべきではないかとの意見がありました。

三十九 市道水路の管理について、当市に記録的短時間大雨が降った場合に市道及び水路は現状で市民生活に影響がないのか、そういうシミュレーションは日頃から行っているのかとただしたのに対し、「一時的に大変な雨が降ったときには、側溝が上手く機能しない箇所や冠水する箇所等を見回るなど確認をしているところである。」との答弁があり、委員から、特に水路の管理に関して、市民の高齢化が進んでいる中で、行政としてこういう気象状況が、過去と変化しつつあるのであれば、このようなことも想定して今後、取り組んでいただけたら有り難いとの

意見がありました。

四十 土地借り上げ料の公平化の進捗状況と計画についてただしたのに対し、「平成二十六年九月議会以降、仕切り直した経緯があるが、進捗状況としては、平成二十七年年度全体で七十件のうち、懸案となっていたものは五十七件で、そのうち平成二十八年度において基準額で契約できたものが二件、一部減額したものが七件、契約解除したものが三件で、まだ四十五件残っている。平成二十九年度は前年度同様となっている四十五件のうち、一件が減額、解除が三件、引き続き協議しているのが四十一件残っている状況である。これについては、時間が掛かるかと思うが、粘り強く契約者と協議し、基準に近づけてまいりたい。」との答弁があり、委員から、遊休資産を売却せず活用することも、この財政厳しい中を乗り切るための案の一つかと思えますのでそれも踏まえて、今後の取組をお願いしたいとの意見がありました。

四十一 市の資産・樹木雑草等の安全管理計画について、平成二十六年六月議会の一般質問等の答弁で市民の安全を考え迅速に取り組むのとどしたが、その実施状況についてただしたのに対し、「街路せん定マニュアルを平成二十七年に策定しており、内容的なものについては高木のもの、具体的には五月上旬から全路線の現状を把握するところからスタートし、入札時期を七月上旬ぐらい、最終検査、作業は八月上旬に完了させるというようなマニュアルを作っている。低木についても、毎五月上旬ぐらいに全路線で該当する路線について確認をし、七月上旬には入札の業者を決め、八月上旬に作業を完了するマニュアルを設定している。今年度については、現在マニュアルで管理しているものが、市内で十四路線あり、高木が約一千六百本、また七路線の低木があり、五月下旬から七月下旬に掛けて三路線の低木・高木のせん定を実施し、二路線については、低木のせん定を実施している。今後、三路線についても高木せん定を発注する計画であり、市道の草で小規模のものについては職員で対応する場合もあるが、シルバー人材センターなどと契約をし、五月から十二月に掛けて、幹線道路中心として、実施している。今後も計画的に進めたい。」との答弁がありました。

四十二 一般質問の聞き取りの在り方について、各議会毎回通告を出し、各担当部課長・部署の職員に、議員が聞き取り調査をしているが、聞き取りの内容と答弁となったときの内容が変化し、微妙にニュアンスが変わっているものが多数あるが、聞き取りの在り方についてただしたのに対し、「議員からの聞き取りの後、打ち合わせをしている中で、市全体で考えたときには多少ニュアンスが変わるというふうに結び付いてきているのではないかと考える。」との答弁があり、委員から五條市のことを考え、議論・協議・聞き取り等も含め実現に向けた取組を、組織であるから仕方ない部分もあるが、方向性だけは、変えずにしつかりと取り組んでいただきたいとの意見がありました。

四十三 水道水の有収率が、八六パーセントということは、約一億三千万円分漏水で消えているということであるが、どこで漏水が発生してい

るのか分からないのかとただしたのに対し、「毎年行っている漏水調査を今年も行い、管を更新をしていく事業計画を立てている。」との答弁があり、委員から、早急に取り組まなければ毎年一億三千万円捨てているようなものだとその意見がありました。

以上、午後四時三十三分に総括質問が終了し、引き続き一般会計の歳出について審査を行いました。
総務費については、質疑がありませんでした。

次に、民生費についてであります。

一 五條キッズフェスティバルの開催委託料と事業評価報告についてただしたのに対し、「キッズフェスティバルの開催委託料は百八十四万五千七百七十二円の内容である。平成二十九年三月二十六日曜日の上野公園総合体育館、シダーアリーナで、新体育館の記念イベントとして実施した。当日約一千二百人の来場者があり、アンケート調査の結果満足いただいた方が多かった。」との答弁があり、委員から、大変好評であったと感じており、次年度も継続的にやっていただきたいと思うが、そういう計画はあるかとただしたのに対し、「平成二十八年度を行ったのは、新体育館の記念イベントで、その年限りの事業であり、今年度においては、同様のイベントを三月ぐらいに計画されていると聞いている。」との答弁があり、子育てに優しいまちづくりの一環として、今後とも取り組んでもらいたいとの意見がありました。

二 ケースワーカーの人数と、一人当たりの担当者数についてただしたのに対し、「本市で、ケース、生活保護にかかわるケースワーカーは今五人おり、平成二十八年末一人当たりの担当ケース数の平均が約六十五件となる。」との答弁があり、委員から、一人当たりの担当数の最大と最小についてただしたのに対し、「最大で八十九件、最少で四十七件である。」との答弁があり、委員からケースワーカー一人当たりの担当数の基準値についてただしたのに対し、「社会福祉法により標準が定められており、都市部で八十件、郡部で六十五件となり、五條市は都市部となる。」との答弁があり、委員から、最大八十九件担当している職員と四十七件の職員の方の差が激しい、ただ地域的に市役所から遠方の地域を担当させている、また広い地域を担当される方は当然少なくなるかもわからないが、職務が公平に当たるようにしないと、職員に負担が掛かってしまい、残業時間もかなり多くなるが職員数の適正化は考えているかとただしたのに対し、「地域と被保護者が入所している施設・病院等によって業務量を考慮して分担をして、各職員の業務量に大きな差ができないように調整している。」との答弁があり、委員から、ケースワーカーの心のケアについてただしたのに対し、「確かに業務上、精神的にも肉体的にも、厳しい状況の場合もあり、市で行っている定期健康診査に加え、休日はきちんと休むこと、業務上のつらさを係内で共有するなど、精神面も含めた体調管理に努めているのが現状である。」との答弁があり、委員から、その辺の十分なフォローを願うとの意見がありました。

次に、衛生費についてであります。

三 三目し尿処理費、十五節工事請負費について、全額不用額となっている理由をただしたのに対し、「クリーン・オアシスの取水ポンプの撤去工事で計上したものを、今年度の施設の解体工事に含めて撤去することとしたためである。」との答弁があり、委員から、浄化槽設置整備事業費、委託料の二百三十万円が全額不用となっている理由をただしたのに対し、「循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料二百三十万円を計上していたが、みどり園がごみ処理施設関連で実施している、御所市・田原本町・五條市地域循環型社会形成推進地域計画に本市浄化槽事業を追加することにより、作業内容も職員で十分対応できる内容となったので、新地域計画を策定する必要がなくなり全額不用となった。」との答弁があり、委員から、不用とするのではなく、分かった時点で減額補正を行うこともできると思うので、今後また検討してもらいたいとの意見がありました。

四 最終処分場廃止検討業務委託の委託内容についてただしたのに対し、「平成二十九年末で最終処分場の閉鎖をするに当たり、最終処分場の完全な廃止までの維持管理基準と施設の構造排水計画等について調査検討を行った。」との答弁があり、委員から、委託先についてただしたのに対し、「株式会社日産技術コンサルタントである。」との答弁があり、技術的な提案等も行う会社であるのかとただしたのに対し、「日産技術コンサルタントは環境コンサルタントで、そのような業務を手掛けている会社である。」との答弁があり、委員から、業務委託を行って出た内容について、最終処分を廃止する上で、地域の環境に影響がないような状態なのかどうかとただしたのに対し、「地元と協定等の中で今後安全安心に管理していく上で、こういった方法で維持管理をしていくかということを検討を行ったところである。」との答弁がありました。

五 新し尿処理施設周辺環境整備交付金の交付地域と事業内容、業者名についてただしたのに対し、「地元の二見自治連合会に交付する交付金事業で、事業内容は、二見神社法面保護事業工事が一千二百五十一万二千八百八十円、二期分が七百四十八万二千八百八十円、二見湧き水場付近階段三路線の測量設計業務が二百十万円、二見湧き水場付近階段里道改修工事が三百二十四万九千六百四十円、地域振興事業二見地区地域振興イベント第二回二見漁港魚市線が百万円となっている。」との答弁があり、委員から、先ほどの総括質問の答弁において百五十万円であったが、そこに百万円をプラスしたことかとただしたのに対し、「この交付金からは百万円であるが、補助金百五十万円については五條市青空市場補助金からである。この交付金の目的としては、地域振興事業について、地元のイベントの振興として百万円支出しているという意味である。」との答弁があり、委員から、事業と事業内容、業者名についてただしたのに対し、「発注はあくまでも二見自治会になっ

ているが、業者名については、二見神社法面工事二期及び二見神社法面保護工事二期は株式会社大池組、二見湧き水場付近測量設計業務は株式会社清和に、二見湧き水場付近階段里道改修工事は花坂鉄工である。また、地域振興事業は、二見地区自治連合となっている。」との答弁があり、委員から、この百万円は、二見自治会で使ったのかをただしたのに対し、「二見自治連合会である。」との答弁があり、委員から、迷惑料という意味で周辺環境整備事業の交付金であると思われるのが、二百五十万円の内容で事業報告が上がっているのか、それとも百五十万円の分だけが上がっているかをただしたのに対し、「新地域振興事業としては、百万円を交付しているので、百万円分の収支決算となっている。」との答弁がありました。

以上、十四日、午後五時十一分に閉会しました。

翌日十五日、午前十時に審査を再開しました。

六 地域振興事業の交付金についてただしたのに対し、「五條市新し尿処理施設、五條市クリーン・オアシス建設に伴う周辺整備事業に関する協定書により、二見地区自治連合会と契約を締結し公金を支払うものであり、地域振興事業の支出使途につきましては二見地区自治連合会により決定されている。」との答弁がありました。また、周辺整備事業の交付金の計画年数をただしたのに対し、「三十一項目の協定をしており、事業については約七年間の計画である。」との答弁があり、委員から七年間の総事業費についてただしたのに対し、「約七千万円を予定している。」との答弁がありました。

七 公害対策費の負担金補助交付金五十万円が全額不用額となっていることについてただしたのに対し、「住宅建築物安全ストック形成事業、アスベスト分析調査に掛かる補助金事業で二件の申請で五十万円を予算組みしていたが、申請がゼロであったため不用額になったものである。」との答弁がありました。

農林業費について質疑がありませんでした。

次に、商工費についてであります。

八 五條市イメージアップ事業委託料の事業評価で成果報告に記載されていない部分の効果についてただしたのに対し、「観光案内所への平成二十八年度の来場者六千二百八十六人のうち四十一人の外国人への対応があったこと、別事業のレンタサイクルの貸出運営、内外の催し物の際のブースを出店しパンフレットの配布やゴーカスターグッズの販売等観光PRに取り組んでいる。」との答弁がありました。委員より、どの委託事業についても言えることだが、平成三十年度予算時の課題となってくるので、しっかりと事業評価、検証を行ってほしいとの意

見がありました。

九 五万人の森の年間来場者についてただしたのに対し、「施設利用者は千六百八十九人」との答弁があり、委員から施設の売上げをただしたのに対し、「バーベキュー施設、テントサイト等の利用料金として二十三万四千九百五十円の収入があった。」との答弁があり、委員から喫茶店とか物品販売などの売上げをただしたのに対し、「森のカフェ、柿の里ファームが指定管理者の自主事業になるが、森のカフェ関連の売上げが一千十五万五千二百十三円、柿の里ファームの売上げが二千三百三万七千二百二十五円となっている。」との答弁があり、委員から指定管理者の収益が出た場合のシステムについてただしたのに対し、「今回の指定管理は平成二十七年から二十九年度の三年間の合計で当初の収支計画を超える収入、黒字となった場合には市に幾分かいただくことになっているが、前回のときにはなかったと思われる。」との答弁がありました。また委員から、三年間の指定管理で単年で一千万円の売上げの場合、運営費の収支は検証しているのかとただしたのに対し、平成二十七年、二十八年決算で見える限り自主事業収入を五万人の森の運営費に充てているので現在の指定管理料で賄っていると判断している。」との答弁がありました。

十 公園管理費 工事請負費五百二十万円、繰越五百万円、不用額二十万円についてただしたのに対し、「水辺の楽校に風力発電防犯灯を設置する工事で、国土交通省との調整に時間を要したため繰越していたもので、九月末に完成の予定である。」との答弁がありました。

十一 きずみ館費 木質バイオマスボイラー導入基本設計業務委託料についてただしたのに対し、「成果品はできている。」との答弁があり、委員から、二年後の開園までの工程をただしたのに対し、「今年度実施設計を行い、来年度に大規模改修工事、平成三十一年六月頃開園、リニューアルオープンを予定している。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

十二 弁護士訴訟着手金百八万円と弁護士報酬百六十万四千八百八十円とについてただしたのに対し、「田殿の残土問題の仮処分申請時の着手金と六回の審尋に掛かる謝礼金である。」との答弁がありました。

十三 繰越明許が多い原因をただしたのに対し、「従来から申し上げている事務事業の遅延により設計図書作成及び積算に時間を要したため。」との答弁があり、委員から、担当課の環境改善についてただしたのに対し、「従来の人員で頑張っている。」との答弁があり、委員から、人員体制について今後どういう取組をされるのかとただしたのに対し、「以前から五條市職員の募集を行ってもなかなか来てくれない状況の中、嘱託やコンサルタント職員の補正など対応している。」との答弁がありました。委員から、もつと人的な配置等も含めてバックアッ

プして繰越を減らす創意工夫を全庁的に考えていただきたいとの意見がありました。

十四 道路ストック点検委託料についてただしたのに対し、「既存のインフラを維持していくもので、現在橋梁点検を行っており、市内の市道に架かる四百九十三橋を現在点検している。」との答弁があり、委員から、点検の結果悪い箇所が見つかった場合の対応をただしたのに対し、「レベル一から四まであり、四に認定された場合は直ちに通行止めとなり整備計画、工事という形になる。」との答弁がありました。

十五 都市公園管理費の委託料に係る不用額についてただしたのに対し、「シダーアリーナの夕方から夜に掛けての運営を当初、警備会社に委託する予定であったが、利用者が少なかったため、それを実施しなかったことにより、二百九十七万二千円の不用額が出たこと、浄化槽の点検月数が八箇月から六箇月と少なくなったこと及び月々の単価が安くなったため百五十万円のほか、入札差金が発生したため。」との答弁があり、委員から、夜の利用がある場合の警備についてただしたのに対し、「職員で早番遅番を作って対応している。」との答弁がありました。

十六 都市計画費委託料の繰越及び不用額についてただしたのに対し、「繰越九百万円については道の駅の施設基本計画委託料で、不用額一千九百二十万七千円は当初五條インターチェンジ周辺について千七百五十万円を予定していたものを再検討し九百万円としたため八百五十万円が不用となり、全年度よりの繰越八百四十万円についてもインターの関係で不用としその他委託に係る入札差金等である。」との答弁があり、委員から今後コンサルタントに委託する場合は、本当に必要な事業なのかよく検討していただきたいとの意見があり、また委員から、委託料である空き家等実態調査及び新町通電線地中化可能性検討業務の成果についてただしたのに対し、「空き家等実態調査については、空き家軒数千六百六十六軒であるとか危険空き家のＡＢＣＤランク等の部分について実際に成果が出ており、電線地中化については、成果を基に地元、関電、ＮＴＴ等合意路線に基づいて検討する資料としても活用したい。」との答弁があり、委員から、これらの委託料が適正な金額かどうかの判断は私たちにはできない。職員の皆さんが評価し委託料の無駄にならないようお願いしたいとの意見がありました。

次に、消防費についてであります。

十七 地区自主防災対策費補助金の内容についてただしたのに対し、「育成事業補助金と活動推進事業補助金の二通りあり、育成事業補助金は各自主防災会に三万円の均等割及び世帯割があり、活動推進事業補助金は補助対象経費の二分の一を補助するもので限度額は十万円である。」との答弁があり、委員から、活動推進事業費補助で限度額を補助している防災組織は何団体かとただしたのに対し、「二団体である」との答弁があり、委員から自主防災組織の活動強化が必要な時期でもあり、啓蒙活動、特に各地の防災倉庫の管理をしっかりとお願いして防災意識を高めていくことが第一歩ではないかと思われる。しっかりとお願いしたいとの意見がありました。また、消防格納庫の新築工事について

ただしたのに対し、「今井の分団である。」との答弁があり、委員から、当該新築工事の監理業務委託料について、監理委託せずに市で監理できる部署もあると思うが、今後の考えをただしたのに対し、「検討したい。」との答弁がありました。

十八 防災行政無線工事監理業務委託料二百三十九万二千円及び繰越明許費分 防災行政無線工事監理業務委託料七百七十九万円について、工事費なのか工事を監理するものかとただしたのに対し、「工事を監理する業務である。」との答弁がありました。委員から、監理業者を当てなければならぬ法的根拠をただしたのに対し、「法的根拠は把握していない。」との答弁があり、委員から、監理業務の委託が増えているが根拠がなければ止めて、請負業者の責任者と担当課で管理すべきでないかとの意見がありました。

十九 防災行政無線の工事について現時点の進捗をただしたのに対し、「平成二十八年度で工事は全て完了している。」との答弁があり、委員から、先の一般質問でもあったが、あちこちの地域から聞こえづらい等の声が上がっており、スピーカーの向きや音量調整とスピーカー数を増やす検討等をして、本当に聞こえない地域には早急に対応する必要があるのではないかと意見がありました。

二十 防災行政無線の総工事費についてただしたのに対し、「六億三千四百六十九万六千五百六十円である。」との答弁がありました。

二十一 出初式式典会場設営委託料三十七万八千円についてただしたのに対し、「主にテント、テーブル、椅子、フロアシート等の委託業務である。」との答弁があり、委員から今年のシダアリーナでの出初式での会場室温の調整に不備があったことの指摘がありました。

次に教育費・災害復旧費・公債費・予備費についてであります。

二十二 五條市学校適正化支援業務委託料の委託先についてただしたのに対し、「委託先は地域未来研究所である。」との答弁があり、委員から委託業者が業務を行うに当たり、地域の意見交換会に出席しているのかとただしたのに対し、「推進実施委員会議は出席しているが、意見交換会の意見は全て取りまとめて報告している。」との答弁があり、委員から、現地の生の声を聞いていないようだが、できることなら今後は生の意見を温度を感じてもらいたいとの意見がありました。

二十三 旅費の不用額についてただしたのに対し、「素案についての説明が多くなったことにより、次の意見交換会の実施などにより予定していた先進地視察の日程が取れなくなったため、不用額が発生したものである。」との答弁がありました。

二十四 学校適正化の推進に係る現在までの四、五年間の粗費用についてただしたのに対し、「平成二十八年度分は二百七十八万六千四百六十円が学校適正化に執行した費用である。」との答弁があり、委員から、学校適正化推進について、意見交換会は重要だが出てきた意見への返事がないなどの話も聞いている。意見をじっくり聞くために計画を遅らせていくことで、市民の熱も冷めてしまうのではないか。先送りする

ことで経費ばかり増えるのではないか。やるならやるで、教育委員会で青写真、指針を自治会にはっきりと示して協力してもらえような体制を早急に取りるようにお願いしたいとの意見がありました。

また当局より、「学校適正化は平成二十五年からスタートし、順番に計画を立てながら進めてきた。最初のところでは教室数であるとか、児童・生徒数の増減を入れながら素案を作成しようといった形で進めていくんだということで示させてもらった。それに合わせて平成三十年度にスタートできる形で進めてきたが、まだ時期が早すぎるのではないか、早急なのではないかというような御意見や、段階的に進めてもらわないといけないのではないかと御意見をいただいた。それで一年間実施を延ばし、御意見をもっともつと聞いていこうということで、二年にわたり御意見を聞いてきたところである。本会議でもどのように進めていくのかというお話があった。

そんな中でまずは、いわゆる複式学級が生じている学校の方を最初に意見を聴きながら進めてまいりたい。それと同時に単式学級の中学校から進めていきたい。これは第一段階であって、その後、他の学校の推移を見ながら順次進めていきたい。最終的には平成三十五年を目途に二つの中学校区として、小・中学校をまとめていきたいという説明を行ったところである。この方針は決して変更していない。今も審議を進めているが、たくさん御意見を聞きたいということ、意見交換会や説明会を繰り返してきたところである。御理解をいただきたい。決して後ろへ下がっていつて将来を見落としてしまうような形は取ってはならないと思っている。十年後二十年後の五條市の教育をどう整えるかという意味でも、予定は変えずにこれからも進めていきたい。そういった部分の説明が十分なされていないところがあれば、反省をし、さらに進めていきたい。」との答弁がありました。

二十五 青少年指導対策費の臨時雇賃金二千四百二十三万四千円についてただしたのに対し、「教育相談のカウンセラー、スクールカウンセラー、適応指導教室くすのき教室の指導員、訪問指導員、支援員、事務補助員で合計十四名の賃金である。」との答弁があり、委員から、スクールカウンセラーの業務内容をただしたのに対し、「二名が教育相談を主に行っており、来所・訪問・巡回等合計で百四十四件、回数が八百七十八回である。」との答弁があり、委員から、相談がどのように生かされたかをただしたのに対し、「児童が学校へ復帰した件数が小学校が五件、学校へ復帰した件数が一件、関係機関へつなげた件数が四件、中学校へ復帰した件数が一件である。」との答弁がありました。

二十六 大塔郷土資料館の指定管理料に係る事業内容についてただしたのに対し、「大塔郷土館は歴史の蔵において、当地域の歴史、郷土を伝えるために、大塔の郷土品や天誅組の歴史を伝え展示品も管理していることから文化財課から指定管理料を持って支払っている。また、母屋の部分では郷土料理を提供する活動も行っている。」との答弁があり、委員から、郷土料理を食べることと、教育委員会はこういった関係が

あるのかとただしたのに対し、「大塔のふるさとの郷土料理を出すことは、民俗を伝承するという文化財課の業務の中で地域の文化として捉えているところである。」との答弁がありました。

二十七 中央公民館費の流用についてただしたのに対し、「アスベスト調査が新たに必要となり、手数料の流用をした。」との答弁がありました。

二十八 発掘調査業務委託料について場所・目的等をただしたのに対し、「猫塚古墳であり、以前から調査を行っており、平成二十八年度は遺跡の範囲、形状等を確認するためである。」との答弁があり、また委員から、古墳の保存が目的かとただしたのに対し、「将来的には整備する構想を持っている。」との答弁がありました。

二十九 まちや館の利用者数についてただしたのに対し、「平成二十八年度の利用者数は五千九百七十名である。」との答弁があり、委員から、利用者の来館目的をただしたのに対し、「伝承館・長屋門・まちや館というガイドの案内ルートで団体客が来館しているが、個人の目的については、ばらつきがある。」との答弁があり、委員から、まちや館は木村篤太郎氏の生家であり、それをアピールすれば来館者増に結び付けられるのではないかとの意見がありました。

三十 一般会計実質収支に関する調査についてただしたのに対し、各区分金額について詳細な説明がありました。以上、一般会計歳出についての審査を終了し、続く一般会計歳入については質疑がありませんでした。

引き続き各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。次に、国民健康保険特別会計についてであります。

一 平成二十八年度の税率の改定についてただしたのに対し、「医療保険分として所得割額が一・五パーセント増となり、後期高齢者医療支援分が〇・五パーセント増、介護保険分が〇・四パーセントの増となりましたが、資産割額については全て廃止された。」との答弁があり、委員から、国民健康保険の税率がどれくらい増えたのかとただしたのに対し、「前年度比四千五百二十九万七千五百六十九円の増となった。」との答弁があり、委員から、実質収支に関する調査についてただしたのに対し、実質収支額一億一千九十万一千二百七十一円のうち、財政調整基金に五千万を繰入し、残りは平成二十九年度に繰越した。」との答弁がありました。

次に、簡易水道特別会計についてであります。

一 簡易水道特別会計の実質収支に関する調査についてただしたのに対し、「簡易水道が平成二十九年三月三十一日で打切り決算となり、本来

であれば五月に出納閉鎖期間の支払いがあるが、それを一千二百万円残し、上水道会計の方に繰り出し、上水道事業として平成二十九年度で支払いすることになっている。」との答弁がありました。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

一 下水道事業特別会計工事請負費繰越明許、五千八百六十四万七千円についてただしたのに対し、「野原地区の小和田汚水幹線の工事で使用する特殊な機械の納入時期が遅れたことにより、繰越したものである。」との答弁があり、委員から完成時期をただしたのに対し、「しゅん工は五月十日である。」との答弁がありました。

二 田園四丁目の下水道への侵入水調査についてただしたのに対し、「流域下水道負荷軽減等推進事業委託料で調査を行い、結果は出ているが、田園地区の調査を全て終了させ管の更新をしなくてはならない部分があれば随時行っていく。」との答弁があり、委員から、水が流入するということは、流出の可能性もあるので、早期の調査完了と工事をお願いするとの意見がありました。

墓地事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、介護保険特別会計についてであります。

一 介護保険特別会計の実質収支に関する調査についてただしたのに対し、「実質収支額については支払基金への給付費の返還金に充て、残りは基金への積立となる。」との答弁がありました。

大塔診療所特別会計・農業集落排水事業特別会計・後期高齢者医療特別会計については質疑がありませんでした。

次に、財産に関する調査についてであります。

一 普通財産の宅地建物の減についてただしたのに対し、「普通財産から行政財産への所管替え及び行政財産から普通財産への所管替えや道路敷地として所管外となるもの等を整理している。」との答弁がありました。また、普通財産の田畑についてただしたのに対し、「登記地目による表記であり、実際は耕作していない。」との答弁があり、委員から、山林の管理についてただしたのに対し、「山林についても所在はこのあたりだろうという認識であり、実際に山に入っただけの管理はしていない。」との答弁があり、委員から、農地については耕作放棄地を減らす取組が農業委員会で行われている中、市の所有地が耕作放棄地であることはいかがか、どこにどのような財産があるのか把握して活用していくことを考えて取り組んでもらいたいとの意見がありました。また委員から、柿山等を作っている人から、払い下げを求めてきた場合は払い下げできるのかとただしたのに対し、「普通財産であれば、市民等への権利移動は可能である」との答弁があり、委員から市の財産を売る場

合、公告して入札となるのかとただしたのに対し、「公有財産であるため、競争入札が本来の姿と考えるが、普通財産を個人へ譲渡したケースが記憶になく、今後市民へどういう形で譲渡できるかこれからの課題である。」との答弁がありました。また委員から、公売、入札となる柿山等長年手入れしてきた山がその人の手に入れられず、他人が落札する可能性もあり、何かよい方法を検討してもらいたいとの意見がありました。

二 奈良県野菜価格安定基金出資金についてただしたのに対し、「昭和五十三年十二月十五日に奈良県下二十五の市町村の加入で設立した組織で、指定野菜、夏秋ナス・キュウリ等、野菜の市場価格が暴落した場合に、価格を補てんする基金であり、五條市から三十万円出資したものである。」との答弁がありました。

三 大塔ふる里センターの三千万円の出捐金についてただしたのに対し、「大塔村当時に財団法人を設立したときの出資金である。」との答弁がありました。

四 奈良県担い手農地サポートセンターの出捐金について、県からの割り当て出資なのかとただしたのに対し、「設立当時に五條市の割り当てとして支出したもので、平成二十六年六月十一日に奈良県農業振興公社から今の公益財団法人奈良県担い手農地サポートセンターと名称変更されている。」との答弁がありました。

五 財政調整基金の増額について、今年三月の予算説明資料での数値との差額をただしたのに対し、「六億円の差額である。」との答弁があり、委員から、六億円の見込み違いがあった原因をただしたのに対し、「特別会計の繰出金から一般会計へ戻す会計処理が国民健康保険特別会計であり、三億円程度はそれが原因である。」との答弁がありました。

六 職員退職手当基金についてただしたのに対し、「増額となっている一千九百万円は消防事務を受託している、十津川村からの負担金である退職金の部分について積立を行っているものである。」との答弁がありました。

次に企業会計 水道事業会計についてであります。

一 水道水の漏水についてただしたのに対し、「年間総配水量と総給水量を差し引いた数字で、それが五六六、三二二立米となっており、有収率とは総給水量を総配水量で割ったもので八五・九パーセントとなり約一四パーセントが漏水していることとなる。」との答弁があり、委員から、漏水の損失額をただしたのに対し、「約一億二千七百万円となる。」との答弁があり、委員から、漏水の対応についてただしたのに対し、「年間に何回か区域を決めて専門の漏水調査員が音調棒などで調査を行っており、漏れているところはその都度修繕しているが、根本的

な解決には至っていない。」との答弁がありました。委員から、他市の漏水率についてただしたのに対し、「有収率は五條市の八五・九パーセントが十二市の中で最も悪く、最も良いのが九六・九五パーセント、平均で九二・五パーセントである。」との答弁があり、委員から、平成二十八年度に漏水防止に使った予算をただしたのに対し、「配水管の修繕費用で千五百三十三万八千九百十六円である。」との答弁があり、委員から漏水対策の計画についてただしたのに対し、「資産管理のデータから古い老朽管と比較的新しい管の資産調査を行い、最も古い石綿管が六・三キロメートルあるため、そこから十年計画で更新する計画を立て料金改定を試算している。」との答弁があり、委員から、漏水調査は決算書のどこに含まれているのかとただしたのに対し、「一漏水調査及び管路診断業務という委託である。」との答弁があり、委員から、漏水の損失も含んだ料金改定ということで市民に負担を掛けるわけなので、早急に漏水問題を解決するよう、計画的な対策をお願いするとの意見がありました。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもって認定すべきものと決定し、午後四時十三分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（吉田 正）次に日程第六、同第二号から同第八号までの七議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第三号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第四号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第二号から第八号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げたいと思っております。

五條市政治倫理審査会委員七名の任期が平成二十九年九月三十日をもって満了するため、その後任を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。

同第二号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は近畿大学名誉教授で、現在弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の委員長を務めていただいております。

次に、同第三号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は立命館大学講師で、弁護士をされております。

以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。

次に、同第四号は、新たに辻 信彦氏をお願いいたしたく存じます。

同氏は本市の元職員であり、地方自治、行政事務に精通しております。

次に、同第五号は、新たに間林耕司氏をお願いいたしたく存じます。

同氏は司法書士で、本市の公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、行政事務にも精通しております。

次に、同第六号は、平山邦男氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は元会社役員で、広い見識を有しております。

次に、同第七号は、岡 伸子氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

次に、同第八号は、福谷寿加代氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は五條市社会教育委員として広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、選任同意をお願いいたしました七人の方々は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ公平、公正な判断を必要とする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は、平成二十九年十月一日から平成三十一年九月三十日までの二年間でございます。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田 正）次に日程第七、同第九号から同第二十七号までの十九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第九号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十一号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十二号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十三号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十四号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十五号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十六号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十七号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十八号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第十九号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第二十号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第二十一号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第二十二号 五條市農業委員会委員の任命について。

- 同第二十三号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十四号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十五号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十六号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十七号 五條市農業委員会委員の任命について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第九号から第二十七号までの十九議案につきまして、いずれも五條市農業委員会委員の任命についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の公選制が廃止され、その選任については、議会の同意を得て、市町村長が任命することとなりました。

お手元の名簿を御覧いただきしたいと思います。

同第九号は、新宅一也氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会会長として農業に関する広い見識を有しております。

次に、同第十号は、北山 徹氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として地域農業の発展に御尽力いただいております。

次に、同第十一号は、池田義輝氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は農業災害補償に関する事業の団体役員で、本市の農業委員会委員を務めていただいております。

次に、同第十二号は、川井宗二氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の農業発展のため御尽力をいただいております。

次に、同第十三号は、小松禎史氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、また奈良県農業管理指導士としても広い見識を有しております。

次に、同第十四号は、岩倉義調氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、農業による地域づくりに御尽力をいただいております。

次に、同第十五号は、中迫佳則氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の農業の振興に御尽力をいただいております。

次に、同第十六号は、辻本國治氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の耕作放棄地の農地活用、山林保全に御尽力をいただいております。

次に、同第十七号は、吉田正材氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、柿・梅など果樹の振興による地域活性化に御尽力をいただいております。

次に、同第十八号は、中谷邦男氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域農業の発展、また、農地保全のため御尽力をいただいております。

次に、同第十九号は、鶴田和恵氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、また奈良県指導農業士としても広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただいております。

次に、同第二十号は、和田谷好司氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の柿・梅の振興のため御尽力をいただいております。

次に、同第二十一号は、前川弓子氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は司法書士をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただいております。

次に、同第二十二号は、椋本芳博氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、市内の農業経営育成に御尽力をいただいております。

次に、同第二十三号は、鍵矢智民氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員経験者であり、地域の柿の振興、山林保全のため御尽力をいただいております。

次に、同第二十四号は、井上利博氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域農家の円滑な組織運営に御尽力をいただいております。次に、同第二十五号は、橋口博美氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の農業の普及促進に御尽力をいただいております。次に、同第二十六号は、井上伸浩氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は地域の農地の維持管理、農業後継者の育成、野生鳥獣被害対策に御尽力をいただいております。次に、同第二十七号は、桐谷 明氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の農業発展、農地の保全に御尽力をいただいております。いずれの方も農業に関する高い識見を有し、人格、識見共に優れ、農業委員会委員として適任であると考えております。

なお、新たに任命する農業委員会委員の任期については、現に在任する農業委員会委員の任期満了の日の翌日である平成二十九年十一月二十七日から平成三十二年十一月二十六日までの三年間となります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田 正）次に日程第八、発議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第五号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十九年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

〃 〃 平岡 清 司

〃 〃 養田 全 康

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第五号、受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患なども因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約一万五千人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

一、対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
二、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第八条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。

三、今後、喫煙は分煙した喫煙専用室が必要になってくることから、屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。

また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。

四、各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって本案は決議案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に日程第九、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第六号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十九年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 窪 佳 秀

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会窪 佳秀委員長。

〔議会運営委員長 窪 佳秀登壇〕

○議会運営委員長（窪 佳秀）ただいま上程されました発議第六号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

〔全国森林環境税〕の創設に関する意見書（案）

我が国の地球温暖化対策については、二〇二〇年度及び二〇二〇年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のために、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が

大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成二十九年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成三十年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成二十九年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成三十年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。なお意見書の取り扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に日程第十、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十九年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 養 田 全 康

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康）ただいま上程されました発議第七号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について議長から発言の許可をいただきましたので、提案理由を御説明申し上げます。

現在、五條市は他の多くの自治体と同じく少子高齢化、人口減少が進んでおり税収の伸びが期待できない状況にあります。また、地方交付税の減額など、五條市を取り巻く環境は大変厳しくなっております。

そのような中、平成二十八年度では国民健康保険税が値上がりをし、平成三十年度からは、水道料金の見直しも上程されております。しかしながら、議会では、平成二十六年度と平成二十八年度の人事院勧告で共に一・三パーセントずつ報酬が上がり、平成二十五年度と比べると、二・七パーセント増で十八万一千八百三十円の増額となっております。

また、全国的にみて五万人未満の市で、五條市の議員報酬は高額であると思っておりますので、五パーセントの削減を提案いたします。

具体的には議長の報酬月額を「五十三万八千円」から「五十一万二千元」に、副議長の報酬月額を「四十六万九千円」から「四十四万五千円」に、議員の報酬月額を「四十一万八千円」から「三十九万七千円」にそれぞれ改めるものであります。

附則につきましては、平成二十九年十月一日を施行期日といたしております。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては議会改革特別委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は議会改革特別委員会に付託することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時二分休憩に入る

午後四時十三分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議案審査を続けます。

意見調整のため、暫時休憩します。

午後四時十四分休憩に入る

午後五時四十五分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

追加日程第一、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会改革特別委員会では審査中の発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布しておりますとおりの閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は議会改革特別委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立多数であります。

よって発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、議会改革特別委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布しておりますとおりの閉会中継続審

査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十八年五條市一般会計決算認定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十九年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、慎重審議を賜り誠にありがとうございます。

九月一日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、条例の制定を始め平成二十九年度一般会計及び特別会計補正予算並びに平成二十八年度各会計歳入歳出決算認定等について一部を除き可決、承認をいただき、また政治倫理審査委員会、五條市農業委員会委員の選任等

に同意を得ましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。

本定例会中に委員会各位から賜りました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、五條市議会議員選挙が選挙管理委員会より十一月十二日告示、十一月十九日投票と日程が定められております。議員各位におかれましてはこの四年間、市政に対しまして御尽力いただきましたことに心から感謝と敬意を表したいと思います。

最後になりましたが、朝夕めつきりと涼しくなり秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日もあり、夏の疲れが出るころでもございます。議員各位におかれましては十分御自愛いただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのためにより一層のお力添えをいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たりますのでの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます

○議長（吉田 正） これをもちまして、平成二十九年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後五時五十一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 吉 田 正

署 名 議 員 牧 野 雅 一

署 名 議 員 宗 部 康 寛

署 名 議 員 窪 佳 秀

